

職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」贈呈取扱要領細則

「デュアルシステム」部門

1 推薦及び申請の方法

(1) 推薦

ア 県立高等学校による推薦

県立高等学校のデュアルシステムに係る職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」（以下、「感謝状」という。）贈呈候補事業所の推薦を行う。

推薦は、10団体を上限として順位付けを行い、様式1を三重県教育委員会事務局高校教育課（以下、「高校教育課」という。）へ提出する。

イ 経済団体からの推薦

県立高等学校のデュアルシステムに係る感謝状贈呈候補事業所の推薦を行う。

三重県商工会連合会、三重県商工会議所連合会、三重県経営者協会及び三重県中小企業団体中央会それぞれにおいて20団体を上限として取りまとめ、順位付けを行い、様式2及び様式3を高校教育課へ提出する。

(2) 申請

県立高等学校における教育活動への参加をとおしてキャリア教育の推進に尽力した事業所が申請を行う。申請を行う事業所は、様式4を高校教育課へ提出する。ただし、複数の経済団体に所属する事業所においては、いずれか一つの団体を通じて申請することとする。

2 推薦及び申請における基準

連続して3年以上にわたって県立高等学校のデュアルシステムの受け入れを行うとともに、継続的に県立高等学校へ人材を派遣するなど、県立高等学校のキャリア教育推進を積極的に支援している事業所。ただし、推薦及び申請は、事業所ごとに行う。

なお、新型コロナウィルス感染症の影響によりデュアルシステムの実施ができなかったことについて、以下のとおり配慮する。

○ 令和4年度にデュアルシステムの受け入れがあった場合

a 令和2年度・令和3年度にデュアルシステムの受け入れがなかったとしても、実施の計画があった場合は、受入年度としてカウントし、推薦対象とする。

b 令和2年度又は令和3年度もしくはその両年度を除き、連続して3年間の取組がある場合は、推薦対象とする。

○ 令和4年度に職場体験等の受け入れできなかった場合

令和4年度については推薦対象としないが、令和5年度に職場体験等を受け入れた際に、配慮することとする。

※ デュアルシステムとは、就業体験を、特定の科目の中で週時程（時間割）に位置づけて実施し、学業と就業体験の双方を行う仕組みで、一月を超える期間に6日以上の企業実習を実施することと定義する。

3 推薦及び申請における留意事項

以下の事業所は推薦及び申請の対象外とする。

- (1) 公的機関
- (2) 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状（平成27年度以前）の贈呈を、既に受けた事業所
- (3) 本感謝状「デュアルシステム」部門の贈呈を、既に受けた事業所
- (4) 当該年度を含む過去3年以内に、高等学校卒業予定者の就職に係る採用選考等において、不適切な事例として指摘を受けた事業所

4 審査及び決定

(1) 審査要領

職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」贈呈審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査は、推薦又は申請のあったすべての事業所について、職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」審査調書により審査を行う。

その際、県立高等学校若しくは経済団体の推薦書又は事業所の申請書を参考にするとともに、必要に応じて県立高等学校、経済団体又は事業所から聴取等を行うことができるところとする。

(2) 贈呈事業所の決定

審査委員会は、審査結果を教育長へ報告し、教育長は贈呈事業所を決定する。

(3) 決定事項の通知

高校教育課は感謝状の贈呈決定を当該事業所並びにその推薦を行った県立高等学校若しくは経済団体に通知する。

5 贈呈

感謝状は、県教育委員会教育長が贈呈する。